

○大阪産業大学教育職員研究補助費支給規程

昭和58年1月1日

規程第835号

改正 平成28年2月29日

平成29年3月29日

令和元年6月3日

令和2年3月11日

令和3年1月20日

令和5年3月13日

令和7年5月27日

(目的)

第1条 この規程は、大阪産業大学の専任教育職員ならびに特任教員(以下「教員」という。)の研究活動を円滑にし、その成果を高めるための研究補助費(以下「個人研究費」という。)の支給およびその執行について定めるものとする。

(個人研究費)

第2条 個人研究費は、本人の申請により4月1日に支給する。

2 個人研究費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 専任教育職員 一人当り年額 440,000円

(2) 特任教員A(大阪産業大学特任教員規程第3条に定める区分Aの者。) 一人当り年額 220,000円

3 年度の途中に採用された者および第10条第3項による支給の保留が解除された者に対する研究費の支給額は、採用されたまたは解除された月を含めた月割計算とし、1,000円未満は切り上げることとする。ただし、休業から復帰した者(以下「復帰者」という。)に対する研究費の支給額は、前項で規定した支給額とし、第10条第4項に該当する執行についてはその都度支給する。

4 個人研究費の残額は、翌年度に繰りこすことはできない。

5 他の者の個人研究費を流用することはできない。

(使途範囲)

第3条 個人研究費の使途範囲は、本規程の目的に沿った執行に限るものとし、その詳細は毎年度発行の研究費執行ガイドブックに示すものとする。

2 二人以上の教員が、共同研究および共同発表等のため、個人研究費の全部または一部を

合算して使用を希望するときは、代表者を定め、社会連携・研究推進センター長の承認を得た場合に使用することができる。

(受給申請)

第4条 個人研究費の支給を受けようとする者は、産業研究所事務室が指定する期日までに支給年度の研究計画書を産業研究所事務室に提出して申請するものとする。

2 新任者および年度の途中で採用された者は着任後速やかに、研究計画書を産業研究所事務室に提出して申請するものとする。

3 復職者または復帰者は当該年度の研究計画書を提出していない場合には、復職後または復帰後速やかに研究計画書を産業研究所事務室に提出して申請するものとする。

(個人研究費執行の手続き)

第5条 個人研究費の執行手続きの詳細は毎年度発行の研究費執行ガイドブックに示すものとする。

(予算計上)

第6条 個人研究費の予算は、産業研究所事務室において計上する。

(物品の管理)

第7条 個人研究費によって購入された物品は、学校法人大阪産業大学の所有とする。

2 教員として在職中は、物品を各自または共同で保管し、その専用に供することができる。

3 個人研究費で購入した物品については、教員が退職するときに本人と相談のうえ、以下のいずれかの処理を行う。

(1) 在籍する他の教員に移動する。

(2) 廃棄手続きする。

(3) 大学に返納する。

(4) 大阪産業大学における研究データの保存等に関する規程に係る物品については、当該規程の定める処理方法による。

(研究経過の調査)

第8条 学長は、必要に応じて社会連携・研究推進センター長に命じ、個人研究費の受給者に対して、研究経過に関する状況を調査することができる。

(教員の義務)

第9条 個人研究費の受給者は、研究経過・成果報告書および個人研究費使途報告書を指定する期日までに産業研究所事務室に提出するものとする。

2 研究経過・成果報告書は原則として公開するものとする。なお、知的財産に係わる場合

には、その公開を停止しなければならない。

(支給の保留)

第10条 支給日において、休業、休職、出勤停止の者および前条第1項の義務を履行しない者は、個人研究費の支給を保留する。

2 支給日において、本学が実施する直近のコンプライアンス教育および研究倫理教育を受講していない者は、個人研究費の支給を保留する。ただし、新任者および年度の途中で採用された者は除く。

3 支給の保留要件を満たさなくなった場合は、支給の保留を解除する。

4 休業期間中であっても、所属学会の年会費については執行可能とする。

(事務処理)

第11条 この規程に関する事務は、産業研究所事務室で取り扱う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和58年1月1日から制定施行する。

2 この規程の制定に伴い、昭和45年4月1日制定の大阪産業大学教育職員研究費取扱要項および同内規はこの規程の施行の日から廃止する。

附 則 (平成28年2月29日)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月3日)

(施行期日)

この規定は、令和元年6月3日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月11日)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月20日)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日）

（施行期日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 27 日）

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。